

平成 22 年 2 月 5 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)

第三者割当増資の結果に関するお知らせ

平成 22 年 1 月 6 日開催の当社取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式発行に関し、当社より 20,000,000 株を上限として割当先に付与された新発行株式の割当を受ける権利につきまして、割当先よりその全部につき申込みを行う旨の通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 発行新株式数	20,000,000 株
(2) 払込金額の総額	54,056,200,000 円
(3) 増加する資本金及び 資本準備金の額	<u>増加する資本金の額</u> 27,028,100,000 円 <u>増加する資本準備金の額</u> 27,028,100,000 円
(4) 申込期間	平成 22 年 2 月 9 日 (火)
(5) 払込期日	平成 22 年 2 月 10 日 (水)

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第三者割当増資の結果に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における当社株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。

<ご参考>

1. 今回の第三者割当増資は、平成 22 年 1 月 6 日開催の当社取締役会において、募集による新株式発行及び当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議されたものであります。今回の第三者割当増資の内容等につきましては、平成 22 年 1 月 6 日付「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」及び平成 22 年 1 月 20 日付「発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 今回の第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数 (平成 22 年 1 月 31 日現在)	普通株式	1,394,055,625 株	(注) 1.
	第四種優先株式	33,400 株	(注) 2.
	第六種優先株式	70,001 株	
	合計	1,394,159,026 株	
(2) 第三者割当増資による増加株式数	普通株式	20,000,000 株	
(3) 第三者割当増資後発行済株式総数	普通株式	1,414,055,625 株	(注) 1.
	第四種優先株式	33,400 株	(注) 2.
	第六種優先株式	70,001 株	
	合計	1,414,159,026 株	

(注) 1. 平成 22 年 1 月 28 日に第四種優先株式 33,400 株すべてにつき取得請求権が行使されたことに伴い交付された普通株式を含みます。詳細は平成 22 年 1 月 28 日付「当社優先株式の取得請求権行使に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 上記取得請求権の行使により自己株式として保有しておりますが、会社法第 178 条に定めるところにより、消却する予定であります。

3. 調達資金の使途

今回の第三者割当増資による手取概算額 53,788,200,000 円については、第三者割当増資と同日付をもって決議された公募増資による手取概算額 914,286,400,000 円と合わせ、当社 100%子会社である株式会社三井住友銀行が発行する普通株式の払込資金に充当する予定であります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第三者割当増資の結果に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における当社株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。